

期日報告書⑫

平成29年4月27日

函館市 御中

さくら共同法律事務所  
弁護士 河合 弘之  
外12名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間  
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 平成29年4月21日（金曜日）午後3時00分  
東京地方裁判所103号法廷  
第12回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護団10名  
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 準備書面の陳述・証拠調べ  
当 方：平成29年4月21日付け準備書面（21）～（23）陳述  
甲A38号証～甲A50号証提出・証拠調べ  
甲F21号証～甲F37号証提出・証拠調べ（但し、甲F41号証は未提出の  
ため、証拠調べは留保）  
平成29年4月21日付け証拠説明書（13）～（15）提出  
相手方（被告国）：平成29年4月21日付け第9準備書面 陳述  
乙A21号証提出・証拠調べ  
平成29年4月21日付け乙A証拠説明書（6）提出

相手方(被告電源開発)：特になし

#### 4 口頭説明

原告代理人大河弁護士が、準備書面（21）に基づき、「立地審査」は原子炉等規制法からも、国際的に確立した基準からも要求されていること、福島第一原発事故によって従前の立地審査指針の解釈運用の誤りが明らかになったこと等について説明し、また、準備書面（22）に基づき、避難計画に関する審査を規定していない設置許可基準規則が確立された国際的な基準を踏まえていないこと、上岡直見氏（環境経済研究所代表）作成の意見書に基づき原告において原発過酷事故を想定した実効的な避難計画を策定することは不可能であること等について説明を行いました。

次に、原告代理人中野弁護士が、準備書面（23）に基づき、下山憲治氏（名古屋大学行政法、環境法）作成の意見書を踏まえて、福島第一原発事故とその後の原子力関連法改正を踏まえた行政訴訟としての本件における司法審査の在り方についてについて説明を行いました。

#### 5 今後の主張立証方針

裁判所は、各当事者に対し、今後の主張立証方針について質問し、次回期日までの準備事項を以下のとおり指示しました。

当 方：①活断層に関する準備書面の提出

②シビアアクシデント対策についての準備書面の提出

③別件訴訟（函館地裁係属の大間原発建設差止請求事件、本件と被告訴も共通）で実施予定の専門家証人の証人尋問をもとにした準備書面の提出

④争点整理表の補充（速やかに）

被 告 国：共通原因故障の内容を整理した書面の提出

上記を整理した上で、裁判所は、当方及び国に対し、平成29年7月19日（水）までに、上記で述べた準備書面を提出するように指示しました。また、口頭説明・意見陳述の際にプレゼンテーションを行う場合、資料を7月26日（水）までに提出す

るように指示しました。

最後に裁判所は、今後の予定について、「5」のとおり指定して、期日は終了しました。なお、次回期日後に、進行協議期日を行うことが確認されました。

6 今後の期日

日時 平成29年8月2日（水曜日）午後3時00分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第13回口頭弁論期日（この後に進行協議期日）

7 次々回期日

日時 平成29年11月8日（水曜日）午後3時00分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第14回口頭弁論期日

以上